第一条第一項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「〇・一九五五」を「〇・二三六九」に、「一・〇〇七一四八六」を「〇・九八四五六一九」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「三兆二千七百八十五億円」を「三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円」に、「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同条第三項中「一兆八千八百三十二億円」を「二兆三千六百六十二億千二百九十七万二千円」に、「第一項第三号」を「第一項第二号」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項中「普通交付税省令第四十八条第一項」を「普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）第四十八条第一項」に改め、同項算式を次のように改める。

算式

A－B≧0の場合

（C－D）≧0のとき　（C－D）×α＋D

（C－D）＜0のとき　C

A－B＜0の場合　D

第三条第一項算式の符号中「前2条」を「前条」に、「第8項」を「第5項」に改め、同条第二項から第四項までを削り、第五項中「第1条第1項第1号」を「第1条第1項第1号」に、「第七項」を「第四項」に、「〇・一九五五」を「〇・二三六九」に、「一・〇〇七一四八六」を「〇・九八四五六一九」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「附則第十九条の十五第九項」を「附則第十九条の十五第九項、第十九条の十五の二第九項及び第二十一条第二項」に改め、「から普通交付税省令附則第十九条の十六第七項の規定によつて算定した額を控除した額」を削り、同項を同条第三項とし、同条第七項中「平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日」を「平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日」に改め、「市町村の合併の特例に関する法律」の下に「（平成十六年法律第五十九号）」を加え、「適用合併」を「法適用合併」に、「第1条第1項第1号」を「第1条第1項第1号」に、「平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日」を「平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日」に、「平成二十一年四月二日から平成二十二年四月一日」を「平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日」に、「平成二十年四月二日から平成二十一年四月一日」を「平成二十一年四月二日から平成二十二年四月一日」に、「平成十九年四月二日から平成二十年四月一日」を「平成二十年四月二日から平成二十一年四月一日」に改め、同項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　平成二十四年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十四年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十四年普通交付税省令附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第三条第七項を同条第四項とし、同条第八項中「一兆八千八百三十二億円」を「二兆三千六百六十二億千二百九十七万二千円」に、「第一条第一項第三号」を「第一条第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条を第二条とする。

第四条第一項中「及び第二条」及び「特別区ごとの額の総額が」を削り、「（以下この項において「特別区の総額」という。）と同額となるように、特別区の総額を第一条の表の数値の算定方法の欄に掲げる方法により算定した数値に準ずるものとして総務大臣が調査した数値により特別区ごとに按分した額」を「を控除前財源不足額に準ずるものとして総務大臣が調査した額により特別区ごとに按分した額」に改め、「に相当する額として総務大臣が算定して当該特別区に通知した額」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、特別区の存する区域を市町村とみなして第一条の規定を適用して算定した額と前項の規定によつて特別区ごとに按分した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の規定によつて特別区ごとに按分した額の最も大きい特別区の法第三十三条の五の二第一項の額に加算し、又はこれから減額する。

第四条を第三条とする。

第五条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条を第四条とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率	等
	A	B
補正指数が0.30未満のもの	1.150	0.299
同上0.30以上0.40未満のもの	1.840	0.092
同上0.40以上0.50未満のもの	2.990	−0.368
同上0.50以上0.60未満のもの	4.370	−1.058
同上0.60以上0.70未満のもの	5.980	−2.024
同上0.70以上0.80未満のもの	7.820	−3.312
同上0.80以上のもの	12.880	−7.360

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率	等
	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.475	0.190(0.608)
同上0.10以上0.20未満のもの	0.665	0.171(0.589)
同上0.20以上0.30未満のもの	0.950	0.114(0.532)
同上0.30以上0.40未満のもの	1.330(1.520)	0.000(0.361)
同上0.40以上0.50未満のもの	2.090(2.470)	−0.304(−0.019)
同上0.50以上0.60未満のもの	3.230(3.610)	−0.874(−0.589)
同上0.60以上0.70未満のもの	4.560(5.130)	−1.672(−1.501)
同上0.70以上0.80未満のもの	5.700(6.460)	−2.470(−2.432)
同上0.80以上0.90未満のもの	5.890(7.410)	−2.622(−3.192)
同上0.90以上1.00未満のもの	5.890(7.410)	−2.622(−3.192)
同上1.00以上のもの	5.890(7.410)	−2.622(−3.192)
指定都市にあつては、括弧内の率等とする。		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）